

# 長野地域ごみ処理広域化基本計画について

## 提 言

平成 14 年 12 月

長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会

## 提言に当たって

本検討委員会は、長野広域連合が、平成 11 年度に策定した「長野地域ごみ処理広域化基本計画」等に基づき、整備を行うごみ処理施設に関し、住民参加による多面的な検討を行うため、平成 13 年 12 月に発足しました。

本検討委員会では、12 月 17 日開催の第 1 回から平成 14 年 12 月 16 日開催の第 13 回まで、視察を含め全 13 回の検討委員会と 3 回の小委員会を開き、鋭意検討を重ねてまいりました。

また、より多くの住民の皆さんのご意見も計画に反映できるよう、5,000 人を対象に実施された住民アンケート調査の結果も参考にしました。

ここに、本検討委員会の検討結果を取りまとめ、提言いたします。

長野広域連合におかれましては、今後のごみ処理広域化基本計画の見直しや施設整備計画の策定の際、この提言を十分ご検討の上、計画に反映していただき、長野広域圏のごみ減量・リサイクルが推進され、より良い焼却施設・最終処分場が設置できますよう要望いたします。

また、提言の中には長野広域連合の構成市町村が担当する業務についての項目も多々含まれておりますが、できる限りごみ処理施策に反映していただき、焼却処理量や最終処分量の減量により地域環境への負荷の低減が図れますよう、併せて要望いたします。

今後、施設の稼働までには数々の困難が予想されますが、なんと言ってもまず施設の建設場所の選定が最重要と考えられます。

アンケート調査の結果等も参考に、情報公開を進め、住民の理解を十分に得る中で、早期にこの計画が実現できますよう、重ねて要望いたします。

平成 14 年 12 月 26 日

長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会

委員長 富 所 五 郎

## 目 次

提言の意義	1
1 検討に当たっての基本的考え方	1
2 項目別検討結果	
(1) 発生抑制について	2
(2) 排出抑制・再資源化について	3
①分別収集の細分化・統一化について	3
②生ごみの分別リサイクルについて	4
③ごみ処理費用の有料化について	5
④集団回収の奨励・促進について	6
⑤家庭用生ごみ処理機の利用促進について	6
⑥ごみを出さない生活スタイルの構築について	7
⑦容器包装リサイクル法への対応について	7
⑧廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量推進員等の設置について	8
(3) 中間処理について	8
① 焼却施設	10
② リサイクル施設	10
(4) 最終処分場について	11
(5) 資源化・減量化について	12
(6) 施設整備について	13
別 表	14

### <資料>

- 1 長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会要綱
- 2 長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会委員公募要領
- 3 長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会委員名簿
- 4 長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会審議経過
- 5 長野広域連合ごみ処理施設整備検討委員会資料一覧表

## 提言の意義

21世紀は「環境の世紀」と言われるが、地球環境問題とは、a) 資源・エネルギーの枯渇 b) 地球の温暖化 c) 酸性雨 d) 熱帯林の減少 e) 砂漠化 f) 野生生物種の減少 g) 地域格差の拡大 h) 有害物質の越境移動等であり、20年程前からオゾンホール拡大、熱帯雨林の伐採や自然域の開発等による野生生物種の減少、酸性雨被害の拡大等が顕在化してきている。

さらに、最近では、洪水・干ばつの頻発など、地球環境問題を暗示する現象・予兆が地球上で頻発している。

日本国内では廃棄物も深刻な問題となっており、最終処分場の不足や逼迫により行き場を失っている。さらに、ダイオキシンや環境ホルモンなどの影響も懸念されている。

これら地球環境問題は、各地の政治・経済・文化・習慣に関連しており、対策が非常に困難であり、さらに相互に密接に関連しているため、個別の問題の解決では全体の問題の解決にはならない。

現在の社会システム全体の変革や我々のライフスタイルの変革を含め、地域間の対立を乗り越え、地球全体で環境負荷の少ない循環型の社会を確立して、地球環境問題の解決を図っていくことが必要である。

廃棄物問題も例外ではなく、地球環境問題全体を念頭に置き、問題への対応のバランスを図りながら、地域の特性に合った施策の展開が求められている。

## 1 検討に当たっての基本的考え方

検討に当たっては、市町村の現状のごみ処理施策や処理施設、県内外の市町村の施策や処理施設（視察：県外2ヶ所・管内3ヶ所）、新たなごみ処理技術の動向等を調査するとともに、市町村の住民5,000人（回答数3,119人）を対象に実施したアンケート調査の結果や記載された意見・提案等も参考に

し、地域住民の視点に立った計画が実現できるよう努めた。

また、施設規模等の検討に当たっては、市町村は可能な限りの方法によりごみの減量・リサイクルを推進して排出量及び焼却量の削減を図り、長野広域連合が建設を計画している焼却施設と最終処分場の規模や埋立容量の縮小を目指すことを基本とした。

## 2 項目別検討結果

### (1)発生抑制について

ごみ処理の広域化に当たっては、減量・リサイクルを推進することにより、焼却処理量や最終処分量を減量し、適正な規模の施設を整備する必要があるが、このためには、発生したごみをどう処理するかという対応策だけでは現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の流れを止めることは困難で、生産・製造・販売過程でのごみの発生抑制策がまず第1のポイントである。

発生抑制のために、次のような取組を行う必要がある。

- 製品の使用が終わった後の回収や再資源化に要する経費を、製品価格に組み込むことにより、再利用や処分の容易な製品の製造がなされ、結果的にごみの減量やリサイクルが推進できるような法制度の導入を国に要請する。
- 長野市の「ながの環境パートナーシップ会議」とスーパー等の食品小売業者が締結した「食品トレイの使用削減に関する協定」のような取組を全市町村に拡大させる。
- 市場原理による発生抑制を図るため、「ごみになるものを買わない」という消費者意識を育てる。

## (2)排出抑制・再資源化について

市町村においては、住民や事業者に対してこれまでもごみの減量・再資源化について協力を求めてきているが、ごみ量は平成12年度実績で年間195,727 t（対前年度比3.95%）と増加傾向にある。このままでいくと今後も増加が予想されるため、広域圏全体の住民、事業者、行政が一体となって、さらなるごみの減量と再資源化を徹底することが不可欠である。

このため、これらの実現に向けて特に次の8項目について、これまで以上の取組が必要である。

### ① 分別収集の細分化・統一化について

基本計画では、ごみ処理施設の広域化に伴い、可燃ごみの分別排出方法を統一することになっている。一方、不燃ごみや資源ごみ、容器包装廃棄物、粗大ごみ等については、市町村独自の分別排出形態とし、将来リサイクル施設等の広域化の要望があった場合には分別排出方法を統一することとしている。

現在のごみ分別は、市町村によってまちまちであるが、可燃ごみの焼却のみならず将来的なリサイクル施設の広域化等の可能性を含め、分別排出方法の統一化を図っていく必要がある。

住民アンケート調査の結果では、「早急に統一した方が良い」が41%、「施設建設時点までに段階的に」が48%で、両方合わせると統一した方が良いという意見が9割近くを占めた。また、検討委員会の議論の中でも早期の統一を強く求める意見もあったが、収集運搬や分別後の処理方法が市町村ごとに異なる等課題があることから現段階での全面的な統一は難しいため、当面は別表（P14）のとおりの方法で実施するべきである。

統一の基本的な考え方としては、既に市町村の多くで分別しているものやその他古紙等、分別することによって焼却量の削減ができるものは統一し、分別後の処理方法や再利用方法等で大きな課題のあるものは当面統一しない。また、統一しないものについては、状況に合わせ市町村それぞれの判断

に委ねるものとする。

## ② 生ごみの分別リサイクルについて

生ごみは可燃ごみの約40%を占めている。従って、生ごみを分別処理した場合は、減量の効果が大きいと見られるため、分別排出方法統一化の議論の中でも、この分別リサイクルについて、次のように多様な意見・提案が出された。

### <委員意見要約>

- 堆肥化は、現在一部の市町村で既に取り組んでいる。大変結構なことであり、継続することが必要である。
- 生ごみを含めてごみの分別リサイクルを進めることで、なるべく焼却はしないというスタンスが必要である。
- 生ごみの堆肥化等分別処理を行うことにより、焼却施設の規模を小さくできるのは明白である。
- 堆肥化した場合の有効利用について、農業関係者の協力等が必要である。
- 30数%という食糧自給率や農業事情等を考慮すると、物質収支が合わず広域での全量堆肥化には無理がある。
- 堆肥化以外にも、バイオガス化発電等での資源化が考えられるが、現在は実用性が低いため、将来技術的に確立された場合には導入を検討すべきである。

議論の結果、現在一部の市町村で取り組んでいる堆肥化を広域全体として実施した場合、大量に排出されるため、その引取り先の確保が困難であり、他の有効利用の方法も確立されていないことから、現時点での生ごみの分別の統一化は困難であると判断した。

ただし、生ごみの有効利用はごみ減量の意味でも理想であるため、現在実証試験中のバイオガス化による発電等の新しい技術開発が進みリサイクルが可能である見通しが立った時点では、統一して分別を行い、リサイクルを図っていく必要がある。

### ③ ごみ処理費用の有料化について

市町村におけるごみ処理にかかる費用の有料化については、基本計画の課題としても取り上げられており、ごみ減量に関する重要な施策と思われる。

有料化により、ごみ減量に努力している人、していない人の費用負担に違いを持たせることは、排出者のごみへの意識変革や受益と負担の適正化・公平化が図られる等の効果が考えられる。

有料化の方法には、ごみ指定袋やごみシール等にはじめから処理費等を上乘せする完全有料化と一定枚数を超えると処理費等を上乘せする一部有料化があるが、広域圏内の現時点での取組状況は、完全有料化が3村、一部有料化が2市2町となっている。

住民アンケート調査によると「有料化はやむを得ない」が16.1%、「最小限度の有料化はやむを得ない」が59.1%で、約75%がある程度の有料化はやむを得ないと考えている。

議論の中では、「ある程度高い料金に設定しないと、減量効果・意識改革は期待できない」、「料金は段階式にした方が意識が高まり、公平性も高まる」、「事業系のごみ受入れについては、もっと料金を上げてもいい」等、有料化肯定の方向で一致したが、完全有料化と一部有料化の点では、結論が出なかった。

将来的には、全市町村で有料化施策を導入すべきであるが、現時点では料金体系等全体を統一化することは難しいため、それぞれの状況に合わせた施策を導入することが求められる。

また、ごみに対する意識を醸成するために、市町村広報等により、ごみ処理には施設建設費を含めて多額の税金が使われることを周知していくことが必要である。



#### ④ 集団回収の奨励・促進について

集団回収は有効なごみ減量方策のひとつであり、平成 13 年度において 4 町村を除いて実施しており、その回収量は、平成 12 年度実績で 12,483 t となっている。実施市町村のほとんどにおいて、奨励金の交付や逆有償分の補填等の奨励施策が取られているが、対象品目や奨励施策の内容はまちまちである。

基本計画では、行政は必要な支援を行うとしているが、集団回収の一層の推進に向け、未実施の町村においては早急に実施を検討するとともに、全市町村において奨励金の交付、逆有償分の補填等の奨励施策の充実や回収団体間の交流・調整等により促進を図る必要がある。また、対象品目を増やすことも考慮に入れるべきである。

なお、新聞や折込広告については、販売店を経由しての回収策を検討すべきとの意見があった。

#### ⑤ 家庭用生ごみ処理機の利用促進について

基本計画では、住民は生ごみ処理機等により、生ごみの堆肥化等自家処理を進めることとしており、家庭用生ごみ処理機を毎年新たに全世帯の 0.5% ずつ普及させることとしているが、平成 13 年度の補助金交付実績は、1,993 基、27,639,892 円で全世帯の約 1% の普及があった。

住民アンケート調査では、家庭用生ごみ処理機の使用率は 31.5% であったが、未使用者でも「これから購入したい」と「補助金の額が上がれば購入したい」とを合わせると 54.5% が購入の意思があるという結果であった。

これらのことから、生ごみ処理機については補助率のアップ等の方策を講じるとともに、補助制度の周知を図ることで、普及率が上がる可能性がある。

全市町村での普及に向け、未実施の町村においても補助制度の導入を検討するとともに、0.5% ずつの普及にとどまらずにできるだけ普及させる必要がある。

なお、より高性能の処理機や集合住宅向けシステムの開発に対する支援策を講じるべきとの意見があった。

## ⑥ ごみを出さない生活スタイルの構築について

基本計画では、住民がライフスタイルの見直しを行い可能な限りのごみ減量に取り組むとなっており、現在7市町村でマイバッグ運動に取り組んでいるほか、簡易包装推進店の指定、ごみ減量取組事業所の認定が行われている。

しかしながら、住民アンケート調査の結果では、簡易包装について「いつも頼んでいる」が16.6%と「時々頼むことがある」が38.6%で両方を合わせると半数以上の人々が簡易包装に関心があることがうかがわれるものの、「頼まない」が42.2%を占めていることや、マイバッグの使用においても「いつも使っている」が13.4%と「時々使うときがある」が29.6%で、両方合わせても「使わない」の53.2%を下回るなど、住民の中にもごみを出さない生活スタイルが浸透しているとは言いがたい。

このため、市町村においては、「不用品を買い込まない」、「食べ物を粗末にしない」などのごみを出さない生活スタイルの構築のため、例えば、次のような取組を行う必要がある。

- 副読本等による学校教育中でのごみ教育の徹底
- 減量・リサイクルについての教室や講座の開設
- 贈答シーズンに過剰包装の品物は選ばない等のテレビコマーシャルの放映
- ごみ処理施設の見学コースの設定とこれを利用した住民の意識啓発とごみ問題の周知

## ⑦ 容器包装リサイクル法への対応について

容器包装リサイクル法に対応した紙製及びプラスチック製容器包装の積極的な分別収集は、可燃ごみの減量化に大きく寄与すると考えられる。

市町村の第3期分別収集計画では平成16年度までにはすべての市町村で分別収集が予定されているが、計画どおり確実に実施していくことが求められる。

⑧ 廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量推進員等の設置について

現在、約半数の市町村で廃棄物減量に関する審議会の設置や廃棄物減量推進員等による活動が行われており、ごみ減量の推進に寄与している。基本計画でも課題としているように、住民参画によるごみ減量体制を速やかに構築すべきである。

(3) 中間処理施設について

ごみ処理技術の急速な進歩、ごみの種類の多様化等に対応するため、市町村は年々大きな負担と労力を強いられてきている。

表1はごみ焼却施設の一覧である。長野市・須坂市・尾組合のごみ焼却施設は、通常約15年とされる耐用年数を経過し、施設の更新・建替えが急務である。

また、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ、生ごみの分別処理・保管等を行うリサイクル施設については、表2・3・4のとおり比較的新しい施設もあるが、独自に施設を所有している町村は少なく、民間に委託しているのが現状である。

表1 ごみ焼却施設

設置主体	施設名称	施設型式	稼動年月	施設規模 (t/日)	1戸の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況	備考
長野市	長野市清掃センター	全連続式 ストーカ炉	S57.1	450	150	3	・場内電力供給 ・温水プール等への給温水 ・売電	
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式 ストーカ炉	S54.4	50	25	2	場内給湯・場内暖房	
尾組合	尾組合焼却施設	准連続式 ストーカ炉	S54.4	80	40	2	場内給湯・場内暖房	
犀峡衛生施設組合	犀峡清掃センター	機械化バッチ式 ストーカ炉	H2.4	10	10	1	—	平成14年11月 休止
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式 ストーカ炉	H9.4	30	15	2	排ガスの白煙防止(排ガスの過熱)	
鬼無里村	町入ごみ焼却場	重力沈降式+ 再燃バーナによる ばいじん分離	S61.7	126(kg/h)		1	—	平成14年10月 休止
			H4.8	51(kg/h)		1		

表2 不燃・粗大・資源ごみ処理施設

設置主体	施設名称	稼動年月	施設規模	処理対象廃棄物	備考
長野市	長野市リサイクルプラザ	H8.4	不燃・粗大系:150(t/5h) 資源系:20(t/5h)	不燃、粗大、資源	
須坂市	須坂市清掃センター	S63.2	28(t/5h)	不燃、粗大	
・尾組合	・尾組合不燃物処理場	S46.3	12(t/日)	不燃、資源	
高山村	高山村クリーンセンター	S57.12	圧縮機:0.6(t/h) 破砕機:4(t/h)	鉄、廃陶器等	
信濃町	—	S55.4	0.8~1.0(t/h)	資源	最終処分場内にてプレス

表3 堆肥化施設

設置主体	施設名称	稼動年月	施設規模	備考
上山田町環境リサイクルセンター組合		H9.10	5t/日	旅館・商店会等による組合
高山村	高山村地力増進施設	S57.4	5t/日(旧施設)	H11~新施設
		H11.4	7.3t/日(新施設)	

表4 容器包装圧縮梱包施設

設置主体	施設名称	稼動年月	施設規模	処理対象廃棄物
須坂市	須坂市ストックヤード	H12.10	2.4t/日	その他プラスチック製容器包装
				ペットボトル
・尾組合	屋代リサイクルセンター	H12.4	8t/日	その他プラスチック製容器包装
千曲資源リサイクル事業協同組合		H12.4	80.5t/日	その他紙製容器包装

こうした状況を解決するため、既存の施設を集約し、広域的に行うことで、ダイオキシン類の排出抑制、サーマルリサイクルの推進、コスト削減等を図り、効率的・安定的なごみ処理施設の建設・運営が可能となる。

以上の事柄を考慮した結果、本検討委員会の考えは、次のとおりである。

## ① 焼却施設

基本計画では、施設規模の設定に当たっては、市町村の過去5年間のごみ量実績、将来人口予測を基に現状の処理システムから予測される将来ごみ量を推計し、それに対して主に3つの減量化・資源化施策を行い、ごみ量の縮小を図ることにより、施設規模は550 t／日程度となっている。

検討委員会では、住民・事業者・行政が一体となって、これまで述べてきたような発生抑制、排出抑制・再資源化に取り組むことにより、基本計画以上の規模縮小が可能ではないかとの意見が出たが、最終的には基本計画の施設規模550 t／日程度が現時点では適当であると判断したものである。

また、施設数については、輸送コスト等の事業費の軽減、危機管理への柔軟な対応、将来のごみ量の変化への対応、建設地の住民の気持ち等を考慮し、基本計画のとおり2施設が妥当であるという結論に至った。

なお、2施設目の規模は、今後の資源化・減量化施策、ごみ処理技術開発の動向、社会情勢の変化等に適切に対応したものとすべきである。

## ② リサイクル施設

不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ、生ごみの分別処理・保管等を行うリサイクル施設については、表2・3・4のとおり比較的新しい施設も稼動しており、今後、新施設の建設予定もあるため、当面は現状のシステムでの処理を行うことが適当である。

また、市町村間でリサイクル業務の委託が必要となった場合、広域連合が主体となって調整を行うことにより、既存施設を有効活用していく必要がある。

なお、リサイクル施設は、ごみ処理に対する住民意識を喚起する点で、集約すべきでないとの意見もあった。

#### (4)最終処分場について

表5は、最終処分場の一覧である。建設年次の古いものや規模の小さいものが多く、残存年数を考えると逼迫している状況であり、既に容量不足となって民間に委託している市町村も多い。

表5 最終処分場（残存容量、残存年数は平成12年度末現在）

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立容量(m <sup>3</sup> )	残存容量(m <sup>3</sup> )	残存年数(年)	備考
長野市	天狗沢最終処分場	管理型	H4.4	285,000	117,835	8	
須坂市	硯原埋立地	安定型	S50.4	389,696	—	—	H9.4休止⇒委託処分
・尾組合	・尾組合最終処分場	安定型	S43.4	33,500	—	—	H10.3埋立完了⇒委託処分
大岡村	大岡村一般廃棄物最終処分場	安定型	S50.4	3,956	—	—	H10.3休止⇒委託処分
高山村	科ノ木最終処分場	安定型	S55.4	7,500	121	5	
信州新町	牧野島不燃物処理場	安定型	S58	35,899	21,000	10	
信濃町	榊形不燃物最終処分場	安定型	S55.4	21,320	4,000	8	
三水村	三水村危険物処理場	安定型	S50	9,000	480	5	
戸隠村	戸隠村一般廃棄物最終処分場	安定型	S62.12	9,440	2,400	6	

最終処分場には、特定の品目（金属・プラスチック・ガラス等）のみを埋め立てる安定型と、それ以外のものも埋め立てる管理型があるが、焼却残渣を埋め立てるには、遮水・水処理機能を持った管理型の処分場が必要となる。

現在、管理型は長野市天狗沢最終処分場だけであり、焼却施設の稼働に合わせて、管理型の最終処分場を早期に整備することが求められる。

最終処分場の規模は、基本計画では、熔融炉から発生した飛灰の処理物と、再利用しきれない熔融スラグのみを埋め立て、焼却灰や不燃物の直接埋立は行わないこととしており、可能な限りごみの減量・リサイクルに努め、最終処分物を減らすことによって、埋立容量180,000m<sup>3</sup>のものを1ヶ所と設定している。

検討委員会では、施設規模と施設数については問題はないとしたところで

あるが、施設の性格から、その整備に当たっては、水質汚染等地球環境への負荷に配慮するとともに、広域的な見地に立って、特定の市町村に集中・依拠しないようにすることが重要であり、焼却施設の建設市町村を十分考慮して決定すべきである。また、埋立完了後は、他の市町村が交代して施設を受け持つことも必要で、一部の委員からは「ごみ排出量の割合で、各市町村が最終処分物を持ち帰るくらいの心構えが大切ではないか」という意見もあった。

#### (5)資源化・減量化について

基本計画では、資源化率 30%以上、減量化率（総ごみ量から最終処分量を引いたものの総ごみ量に対する割合）90%以上を目標としている。また、目標達成のための施策として、家庭用生ごみ処理機の普及、集団回収の促進、資源物の分別排出の徹底、熔融スラグの建設事業等への利用の推進が掲げられている。

発生抑制・排出抑制・再資源化を徹底させることにより、総ごみ量・最終処分量について、より一層の減量を図ることが必要であるので、市町村においては、目標達成に向け、基本計画に加えて本検討委員会の提言を前向きに受け止め、施策に反映していただきたい。

なお、議論の中では、2 施設目の焼却施設の工事期までに、現状より 20%以上可燃ごみの減量を図るべきであり、その方策の一つとして、更埴市のごみ袋バーコードシール化の導入があるとの意見があった。

また、基本計画では、熔融スラグについては 50%の利用を目指しているが、この利用率によって資源化率・減量化率が大きく変わるので、建設事業への導入等、市町村の積極的な取組が必要である。

## (6)施設整備について

2 施設目の焼却施設の稼働は、基本計画では、1 施設目稼働の5年後となっているが、検討委員会の結論としては、既存施設を可能な限り有効利用しつつ、今後のごみ減量・リサイクル状況や新たな処理技術（特に生ごみについて）の動向等を見据えながら、稼働時期や施設規模、処理方式について十分な検討を重ねて決定すべきであるとの結論に至った。

1 施設目の焼却施設と最終処分場の稼働予定は平成21年度となっているが、今後のスケジュールから見ても、早急な建設場所の決定が焦眉の急である。関係市町村すべてが自分自身の問題として真剣に受け止め、速やかに調整を図ることを強く要望するものである。

また、調整に当たっては、広域圏全体の問題として捉え、施設が同一の市町村に集中することのないよう配慮すべきである。

なお、事業化の際には、P F I 等民間活力の導入についても検討し、最小の経費で最大の事業効果が挙がるように努めていただきたい。



ごみの分別収集区分の統一について

別表

【統一についての基本的考え方】

- ・既に市町村の多くが分別しているものは統一する。
- ・分別することにより焼却量が削減できるものは統一する。  
ただし、分別後の処理方法や再利用方法等大きな課題があるものについては、統一しない。
- ・分別または収集を統一しないものについては、市町村ごとに判断する。

収集分類内訳		分別が既に統一	分別を統一する	分別を統一しない	備考
可燃ごみ		○			分別収集により実施する。
不燃ごみ		○			分別収集により実施する。
資源	紙類	新聞	○		分別収集または集団回収により実施する。
		広告(チラシ)	○		現状では受入先の紙問屋の分別方法や、その他紙製容器包装の圧縮梱包施設の整備状況により分別方法は異なっている。このため当分の間、紙類の全品目収集と回収率の向上を目指す。分別の統一については、今後の状況を見ながら検討していく。
		その他古紙(雑紙)			
		雑誌			
		その他紙製容器包装			
		ダンボール	○		分別収集または集団回収により実施する。
	紙パック(内側白色)	○		分別収集または集団回収により実施する。	
	缶類	スチール缶	○		現在、処理施設の形態によりスチール缶とアルミ缶の分別か混合収集かに分かれている。今後、広域施設で処理を行うか、処理施設が同じ方式になるまでは、市町村ごとに現状の分別とする。
		アルミ缶			
	びん類	無色びん	○		分別収集により実施する。
茶色びん		○		(ビールびん等のリターナブルびんは、集団回収も実施)	
その他びん		○			
ペットボトル	○			分別収集により実施する。	
その他プラスチック製容器包装		○		第三期分別収集計画に基づき各市町村が分別収集を実施する。	
布類			○	現在再利用されているのは綿製品が主で、家庭での再利用も可能なため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。	
生ごみ			○	現在一部市町村で行っている生ごみの堆肥化は、収集容器・収集場所・リサイクル施設の設置・再利用先の確保等課題が多いため広域としての施設化は難しい。将来、バイオガス化による発電等の新しい技術の開発が進んだ場合は統一して分別を行いリサイクルを図る。	
金属			○	現在不燃物と一緒に資源化施設で破砕処理したり単独収集しているが、同一の処理ができるまでは各市町村ごとに現状の分別とする。	
乾電池		○		分別収集により実施する。	
蛍光灯			○	微量ではあるがガス状の無機水銀が充填されているため、分別収集が必要。	
食用廃油			○	石鹼としての再利用先の確保が困難なため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。	
剪定木			○	チップ化や堆肥化による再利用先の確保は困難なため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。	
粗大	可燃 不燃	○			市町村ごとに破砕処理・業者委託等個々の方法により処理しているため、可燃・不燃の区分はしない。
その他	灰			○	家庭焼却が原則禁止のため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。
	素焼きの鉢			○	不燃ごみとして処理できるため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。
その他	体温計・鏡・朱肉			○	家庭系のもので水銀を使用しているものが少なくなっているため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。
	古タイヤ			○	適正処理困難物のため、販売店か回収店での引き取りが適当である。
	発泡スチロール			○	その他のプラスチック製容器包装として使用されているのがほとんどのため、それ以外は可燃ごみとして処理する。
	化粧びん			○	不燃ごみとして処理できるため、統一はせずに各市町村ごとに現状の分別とする。